

日本税理士会連合会会則（抜粋）

(事業)

第3条 本会は、前条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

(8) 経済的な理由により税理士又は税理士法人に業務を委嘱することが困難な者（以下「小規模納税者」という。）及び本会が指導を必要と認める納税者に対する税理士の業務に関し必要な施策（以下「税務支援」という。）を行うこと。

第12章 税務支援

(税務支援の実施)

第66条 税理士会は、本会の定めるところにより、次の各号に掲げる税務支援を実施しなければならない。

- (1) 税務援助（小規模納税者に対する税務支援をいう。）
 - (2) 税務指導（前号以外の者で本会が指導を必要と認める納税者に対する税務支援をいう。）
- 2 前項に規定する税務支援は、税理士会の会員の業務を侵害することのないよう実施しなければならない。
- 3 税理士会の会員は、本会及び所属する税理士会が実施する税務支援に従事しなければならない。
- 4 税理士会の会員は、所属する税理士会から前項の従事の要請があった場合は、病気療養その他正当な理由なくこれを拒むことはできない。

(税務支援実施の基準)

第67条 前条の規定により税務支援として実施する業務は、次の事務とする。

- (1) 税務に関する相談
- (2) 記帳及び決算に関する相談
- (3) 税務書類作成に関する相談
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本会及び税理士会が必要と認める事務

2 税務支援の実施に関し必要な事項は、この章に規定するもののほか、規則で定める。

附 則（平成26年10月15日）

- 1 この改正規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第34条から第37条、第39条、第41条、第44条、第46条の2、第61条、第61条の2、第62条の2、第65条、第66条及び第67条の2の改正規定は、法第49条の14第2項に規定する財務大臣の認可を受けた日〔平成27年1月23日〕から効力を生ずるものとする。